川越市告示第四百六十八号

害 れ ば 物 土 な 質 壌 5 に 汚 な 染 ょ 11 0 対 区 7 策 域 汚 法 染 以 さ 亚 下 成 n 7 +形 お 兀 質 り 年 変 法 更 土 律 時 地 第 要 \mathcal{O} 五. 届 形 + 出 質 \equiv 区 \mathcal{O} 号 域 変 _ 更 第 + と を 1 L う ょ 条 う 第 と を す 項 次 る \mathcal{O} 0) と 規 と き 定 お に \mathcal{O} Ŋ ょ 届 指 り 出 定 を す L 特 る な 定 け 有

令和三年七月二十九日

川越市長 川 合 善 明

一形質変更時要届出区域

別 义 \mathcal{O} と お り Ш 越 市 今 成 几 丁 目 + 番

土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 亚 成 + 兀 年 環 境 省 令 第 + 九 号 第 \equiv +条 第 <u></u> 項

 \mathcal{O}

基

 \mathcal{O}

部

準 に 適 合 し 7 11 な 1/1 特 定 有 害 物 質 \mathcal{O} 種 類

六 価 ク 口 A 化 合 物 シ ア ン 化 合 物 鉛 及 $\mathcal{O}_{\mathcal{C}}$ そ \mathcal{O} 化 合 物 Š 0 素 及 び そ \mathcal{O} 化 合 物 並 び

にほう素及びその化合物

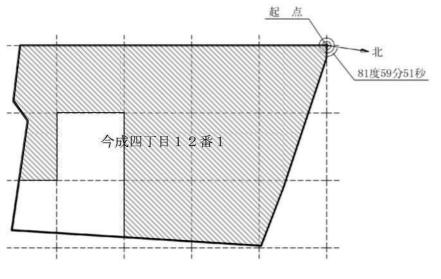
土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 第 三 + 条 第 項 \mathcal{O} 基 準 に 適 合 L て 11 な 11 特 定 有 害 物 質 \mathcal{O}

種類

 \equiv

シアン化合物

別 図



形質変更時要届出区域に指定する区画



- 【起点】 -

起点は、埼玉県川越市今成四丁目12番1の 最北端とする。

- 【格子の回転角度(81度59分51秒)】-

格子の回転角度は、起点を通り、東西 方向及び南北方向に引いた線並びにこ れらと平行して10m間隔で引いた線に より構成されている格子を、起点を中 心として、右回りに回転させた角度を 示す。